

## 民事訴訟に関するヒアリング（試行）結果について

A 地方裁判所の本庁及び同地方裁判所管内の a 支部において、民事訴訟事件を担当している裁判官から聴取した内容をまとめたものである。

1 「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「その他」に含まれる事件タイプの例

- 親族間における遺産、財産に関するもの
  - (例) 費消して現存しない故人の金銭に関わる相続人間での不当利得返還請求や損害賠償請求  
山林、立木の持ち分に関わる請求 など
- 法人の金銭管理に関するもの
  - (例) 会社などの金銭の横領等を主張する不法行為損害賠償請求  
法人役員の善管注意義務を問題とする損害賠償請求 など
- 貸金業者に対する過払金返還請求（不当利得返還請求）

2 土地に関する事件について

- a 支部では土地に関する事件が相当数あり、審理に時間もかかる。
  - \* 山林や農地などが紛争の対象であり、公図や測量も不明確。
  - \* 問題となる取引等が古く（先代、先々代の取引や相続など）、客観的証拠は不備で、関係者の記憶も曖昧。
  - \* 本庁では土地の事件は少ない。賃料増額、敷金返還、建物明け渡し等の請求もほとんどない。

3 その他事件が長期化する要因・事情に関する印象

- 訴訟手続内での裁判手続により訴訟の本体部分の進行が長期間止まるもの
  - \* 補助参加、文書提出命令等、独立して裁判、不服申立の対象となる手続
- 書証など客観証拠が乏しいもの
  - \* 関係者の供述の積み上げに依存するため、当事者の主張構成や証拠収集が困難
  - \* 見積書等は多数あっても、最終的な合意を示す書面、契約書がない。
  - \* 契約書面が税務対策など形式的なもので、別途口頭合意が存在
  - \* 本人の場合、書面作成や証拠収集はさらに困難。他方で、弁論、証拠収集の機会は十分確保させる必要
- 長期間の取引や金銭の出入りが問題となるもの、複数の行為に関する違法が個別に問

## 題とされるもの

- \* 証拠の整理に時間がかかり，主張構成も手間
- \* 個別の取引・出入りについての関係者の事情聴取が必要
- 本人訴訟で，本人が訴訟手続や事件の内容に対する理解が不十分なもの
  - \* 司法書士などが関与して，形式的には書面が整えられているものの，当事者本人が書面の中身や紛争・主張の内容を理解しておらず，裁判所や相手方の求釈明への対応が困難
  - \* 実質的な紛争当事者が訴訟当事者ではなく，その関係者（先代経営者や配偶者など）であり，事情確認に手間と時間が必要
- 当事者の関心，実質的紛争部分が，主として感情面や請求と無関係な部分にあるもの
- 訴訟進行に伴い，主張・立証上の表現等が原因で，さらなる感情的あつれきを生じるもの
- 当事者多数，社会的耳目を集めているもの
  - \* 使用法廷等の裁判所側の態勢準備，当事者（代理人）との期日調整が困難
  - \* 主張が大量，多岐にわたるし，人証調べの範囲等について相応の配慮が必要

4 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する一般的情報

- 期日指定について
  - \* 本庁における期日指定は，裁判官の日程（他事件との調整）や法廷等の空きの観点，弁護士の準備や日程の観点でも特段問題なく，円滑に実施
  - \* a支部では，弁護士の繁忙が著しく，準備や日程により期日が入りにくい状況
- 人証調べについて
  - \* 集中証拠調べは十分浸透しており，人証調べのために長期化することはない状況
  - \* 1期日～連続する短期間の複数期日で必要な人証調べを実施。代理人も十分に理解し，準備。その結果，人証数を特に制限する必要は感じない。
  - \* いわゆる「ガス抜き」の人証調べは行わないし，当事者には最良証拠（人証）の提出を求めているが，ある程度の幅の中で人証を採用
  - \* 事件の「スジ」が見え，代理人も理解しているものの，この人証だけは聞いて欲しいという要望は強く，無理に却下はせずに柔軟に対応
- 弁護士等の活動状況について
  - \* 忙しくしている人もいるが，じっくり取り組むべき事件に時間をしっかり割いている人も印象。多くの弁護士は刑事事件も受任し，着実に対応。会務活動等も行っている弁護士が多いが，多くは事件処理への影響なし（本庁）
  - \* 管内の弁護士，実質的に活動している弁護士が少なく，繁忙感が顕著。結果として期日間隔が開きがちであり，じっくり時間をかける余裕がない印象（a支部）
- 医事関係訴訟について
  - \* 当地の医師（医学部のある大学）では鑑定等を受任してもらえず，当該地方（同一高裁管

内の大都市)でも見つからず、結局東京などの大都市の大学に依頼することになり、長期化。

- \* 医事関係訴訟自体は多くはない。医療機関側のコンプライアンス、危機管理が充実している印象で、訴訟以前に解決している感じ。カルテ等の開示も積極的。(顧問)弁護士などとの連携がとれている印象
- \* 患者側の代理人も、集中して扱っている事務所では専門家と連携し充実した準備を実現

#### ○ 建築関係訴訟について

- \* 瑕疵の軽重が不明確で、当事者の言い分・不満を羅列する主張のため、争点が散漫となり整理が困難な場合がある。また、裁判所も弁護士も、専門家や専門的情報へのアクセスが困難なため、十分な主張・立証ができなかったり、時間を要する場合がある。
- \* 建設業者が大会社の場合、評判もあるためか和解に応じず徹底的に争う傾向。
- \* 鑑定や調停において取引関係やしがらみ等を理由に専門家の確保が困難。

#### ○ 当事者の(訴訟に対する)期待

- \* 白黒をはっきりつけて欲しい、すべての主張と証拠を提出した上で、丁寧に判断して欲しいという要望がより強く、審理期間を短くという希望はあまり感じられない。
- \* 相手方代理人や金融機関なども、進行を急がない印象。
- \* 大会社の関与する事件はほとんどない。

#### ○ 社会の高齢化による訴訟進行への影響

- \* 関係者、特に紛争の中核的人物の死去、病気、高齢化等により事情が明らかにならない例が多い。キーパーソンが健在なうちは紛争が顕在化せず、死亡・認知症等により影響力がなくなって初めて訴訟に至る。期待薄のまま遠隔地の病床に所在尋問に行くこともしばしば(a支部)
- \* 本庁では、高齢化による訴訟進行への影響はあまり感じられない。ただし、介護施設やサービスを巡る紛争など、高齢化社会ならではの事件は存在。

## ヒアリング結果概要 B地裁（本庁，b支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 遺産を巡る紛争，親族間の紛争
  - \* 遺言の解釈を巡り，文言以外の曖昧な事実も多数出てくるため，主張立証に時間
  - \* 親族間の感情的な対立が強くと，当事者の合理的な判断の障害となって泥沼化
- 複雑な事件の本人訴訟
  - \* 請求や主張の組み立てを直させるために数期日，数か月かかる場合もある。
  - \* 本人訴訟で弁護士に相談するよう進めても，結局本人のままということが多い。
- 他事件の進行待ち
  - \* 談合に関わる損害賠償事件で，公取委の審問手続の終了を待つ例
  - \* 同一の事実関係に基づく刑事事件の終了を待つ例  
(審問手続や刑事事件での調書等を民事訴訟の証拠として利用したい)
- 境界確定訴訟（支部）
  - \* 土地に対する執着が強かったり，人格訴訟化する場合がある。  
(訴訟前の経緯が非常に長く，感情的対立が深刻化してから訴訟になる)
  - \* 問題となる事実関係が古く，資料がない。
  - \* 図面等が不十分で，係争部分も不明確な場合がある。
- 交通事故の損害賠償事件の一部（支部）
  - \* 症状固定の時期や後遺症の程度などが争われると，診療録の分析などで長期化
  - \* 保険会社側が事故の相手方への接触禁止を徹底しすぎ，被害感情が悪化して妥協困難になったり，神経症状が追加されたりして長引く
- 医療過誤事件
  - \* 患者側の医学的な理解が不十分で主張が固まらず，審理が右往左往する。
  - \* 訴訟前に患者側が資料（カルテ等）を分析して的確な主張を組み立てられるような態勢が課題  
(県内に医学部が一つだけであり，患者側の協力医の確保が困難な様子)
  - \* 鑑定人も県外から確保
- 建築関係の事件
  - \* 契約書が不備で，業者間の長年のつきあいの中で口頭での発受注，工事を特定しない支払などが慣例化しており，紛争になると事実関係が不明。
  - \* 建物の瑕疵の主張について，当事者が建築や瑕疵についての知識が不十分で整理し

た主張が困難

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は長め（支部）
  - \* 代理人は準備の必要日数として1か月を希望。これを尊重すると次回期日は1か月～1か月半になる。  
(裁判所が短く設定しても、準備が間に合わなかったり不十分になるので、実効性がない)
- 代理人の訴訟活動の状況について
  - \* 裁判所からの求釈明事項を代理人が本人に伝え、事実上本人が書面を書いて提出するが代理人自身は内容を十分把握していないということがある。
  - \* 手続の進行や争点整理が裁判所任せになる場合もある。
  - \* 専門的な知識を要する事件で、代理人側で専門家と相談をするなどの準備をせず、とりあえず裁判所に持ち込み、裁判所側で整理・解明して欲しいという例もある。
- 弁護士の繁忙度について
  - \* 弁護士の手持ち事件数が多すぎる印象。弁護士が不足している感じ
  - \* 会務活動に時間が取られている人もいる。小規模会でも会務は一定量あるため弁護士一人あたりの分担量が多い。
- 和解は比較的困難。
  - \* 全体として控えめで強く主張したりはしないが、かたくななところはあり、自ら妥協はしない、判断は出して欲しいという傾向

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 当事者双方の言い分や本音が相互に分かり合えるところまで持っていく必要があり、そのためにはある程度の時間は必要。
- 裁判所として、請求・主張に不備があるときに簡単に切り捨てたりはしない。事件の真相、本来の問題から離れてしまうのであり、真実に近づくため、紛争の本質的な部分を解決するため、裁判所として積極的に関与したくなる。
  - \* 人格訴訟的な事件、個人間の貸金事件などは、要件事実だけ整理しても不十分であり、その背景にある人間関係の解決が期待されている。
- 当事者側の意図的な引き延ばしは感じられない
  - \* 老齢の両親の一方が死亡して相続に関する紛争が生じた際、もう一方の親の存命中

は結論を出さないで欲しいという希望が出た例がある。

\* 原告側が取立に追われて見かけだけの請負代金請求を立てる例あり

○ 全体として時間がゆっくり流れており，急ぐ感じがない。

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

○ 金融業者に対する過払金請求の事件数が多いが，ほとんどの事件は早期に終了。

○ 公共工事の減少に伴う業者間での代金支払のトラブルが増加している印象

○ 長子相続的発想の名残があり，相続争いが激しい。

○ 土地の事件は目立たず，審理も長くならない（本庁）

\* 古い話は資料もなく不明確だが，当事者側も割り切っており，早期判決が可能。

## ヒアリング結果概要 C地裁（本庁，c支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 親族関係，相続絡みの事件
  - \* 多数の関連事件が係属。上級審などでの全体的な解決（和解）待ちで進行が停止
  - \* 紛争の経緯が非常に長期にわたり，客観証拠がなく，主張，供述の応酬となる。
  - \* 会社訴訟等も多くは親族間の紛争や相続争い
  - \* 婚約破棄に絡む損害賠償事件で膨大な損害を主張してくるケースがあり，損害内容の主張立証の準備が遅れ遅れになる（支部）。
    - （当地の婚姻事情もあり，婚姻準備にかかる費用が膨大で，すべてを請求したいという感情が強い）
  - \* 和解希望が強く，和解のための期日を何度も開くが，結局話し合いが付かず時間が経過（支部）
- 土地に関する事件（支部）
  - \* 客観的資料が乏しい。
  - \* 土地に対する執着心が強く，主張立証も粘って時間をかける。
  - \* 過去の経緯が長期間に及び，主張立証が長引くとともに，争点が拡散
- 共有物分割が必要な事件で，競売するのを避けたい関係者が金策のための時間を希望し，期日が空転する（結局できずに時間だけがかかる展開）（支部）
- 高齢者に対する建物明渡請求
  - \* 民間住宅は受け入れず，公営住宅の空室待ちに長期間かかり，結論が出せない。
- 長期間の取引の内容が問題とされる事件（先物取引に関する訴訟など）
  - \* 多数の取引の違法性，不当性について個別に主張・立証が必要
    - （取引履歴は訴訟前に入手し訴状で主張されているが，個別の取引の経緯については後から順次事情聴取している様子）
  - \* 先物取引の事件では，会話録音テープなどの証拠化に手間がかかる。
- 背任や横領の主張がされる事件
  - \* 話し合いを希望する傾向が強い。
    - （元々の人間関係が密接）
  - \* 証拠収集が困難。刑事事件が終了して刑事訴訟記録を入手するまで手続が進まない。
  - \* 刑事手続で関係資料が押収されて利用可能な書類が手元にない（支部）。
- 医療過誤事件の一部

- ※ 多くの事件は経験豊富な弁護士がついて、円滑に進行
- \* 医師の陳述書の作成などで時間がかかる。
- \* 慣れていない代理人の場合、答弁書に的確に反論できない場合がある。

#### ○ 建築関係の事件

- \* 施主の思い入れが強く、建築物に対する不満をすべて瑕疵として主張するため、主張が詳細、多岐にわたり、整理が困難
- \* 鑑定の結果、より本質的な瑕疵が判明し、主張の組み直しが必要となって長期化
- \* 工事内容に関して、追加工事なのか手直し（サービス）工事なのか、双方の思惑がずれていて紛争になるが、依拠できる書面がない。  
(契約書等は形式的なもので、実際の約束は口頭)
- \* 多数の業者が絡む建設事業などでは、どの部分が誰の責任か不明確（支部）
- \* 業者間の仲がこじれると過去の細かなトラブルや未精算部分が多数主張されるが、それまでが口約束、どんぶり勘定なので事実関係が不明瞭。
- \* 建築関係のほか、コンピュータソフトウェア開発なども同様
- \* 建築関係の知識が代理人も裁判所も不十分であり、上手に整理できない。（支部）
- \* 建築関係の和解率は高い。当事者も裁判所も判決を避ける傾向（支部）

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

#### ○ 弁護士の訴訟活動の状況

- \* 依頼者から相談を受け、資料を受け取るとまず訴状を出し、その後求釈明を受けて本人から事情聴取している感じ。
- \* 訴状は要件事実だけ、骨だけを記載していることが多く、紛争の実態が後から明らかになる（支部）。
- \* 主張整理はもっぱら裁判所主導（支部）
- \* 事件の見通しを立てず、不必要な部分まで主張し、よけいな争点を作って解決を長引かせる場合がある（支部）。
- \* 期日間の和解交渉等を行わない傾向。裁判所の場で交渉する印象。

#### ○ 弁護士の状況について

- \* 刑事事件や法律相談などで多忙な弁護士がいる。公判前整理手続が入ったため民事の準備ができないというケースもあった。
- \* 当地はロースクールが4つあり、弁護士の教員派遣も大きい要素（本庁）
- \* 弁護士は東京では考えられないほど多忙。訴訟事件だけでも遙かに多い。1件の事



件にかかる時間が少なくなりがち（支部）。

○ 裁判所の態勢について

\* 余裕があるというほどではないが期日は入れられる状況。非開廷日も含め必要があれば開廷可能。

\* 週に1日じっくり考えることのできる日があればいいが、そこまでの余裕はない。

○ 医療過誤事件関係の態勢は充実

\* 医療事故情報センターなど患者側のサポート態勢が充実

\* 双方代理人がしっかりしており、必要十分な文献が出されるため、鑑定が不要な場合が多い。

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

○ 割り切りが悪い印象。代理人も説得しきれず、裁判所からの説得を期待

\* 前提となる事件が確定しても、その結論を前提とした議論が困難

\* 当事者の説得に時間がかかり、他の大都市よりも和解に時間がかかる。

\* 話し合いで解決するか否かの見極めが困難で、根本的な解決にならなくても判決に進めることがある。

○ 当該事件だけの終了を考えれば時間はかからない。紛争の全体的な解決を目指すためにある程度まで話し合いでの解決を探る。

○ 事件にかかる時間の感覚が関係者により異なる印象。

\* 裁判所と当事者の感覚の違いもあるが、それ以上に代理人と当事者本人との違いもある印象。当事者本人はもっと早く解決して欲しいと思っている可能性（代理人が急いでいれば裁判所は進行を急ぐ。）

○ タイムイズマネーの感覚はない。

○ 裁判所としては、主張立証責任で割り切るのではなく、紛争の実態にふさわしい判断、結論を出したい、そのための資料が欲しいという気持ちがある。

\* 時間制限を厳しくして切り捨てていくことが、国民のニーズに合っているのか疑問

○ 当事者の水面下の「マグマ」のようなものを裁判の場で晴らしたいという期待があり、裁判所もこれに応えたい（支部）。

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

○ 土地の境界を争う事件は少ない（本庁）

\* 宅地中心で、境界やその資料が整備されているからか

- 大企業同士の事件や大きなビジネス上の事件はほとんどない。
  - \* あっても淡々と進行。当事者においてきちんと準備がされ、争点が円滑に整理されて和解なり判決なりに進む（本庁）。
- 金融業者に対する過払金請求はほとんど長期化しない。
  - \* 当事者間で話し合いがされて取下で終了する事件が大半
  - \* 半年程度で終了するが、その間の進行状況が裁判所には不明

## ヒアリング結果概要 D地裁（本庁，d支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 行政事件や国家賠償事件
  - \* 本人訴訟が多く，訴訟としての請求や主張の体裁を整えるのに長期間かかる。
  - \* 行政側の対応も積極的ではない。
- 集団的訴訟
  - \* 和解の際，それぞれの思惑や希望が異なり，当事者集団内での調整に時間。  
（当事者が多いことによる期日指定への影響は大きくない）
- 全国的な規模で行われている訴訟
  - \* 他庁での進行にあわせた進行を当事者が希望
- 土地境界確定訴訟
  - \* 係争部分に物が存在する場合は，境界確定の判決だけでは足りず，その後撤去請求などもにらんだ全体的解決（和解）が必要
  - \* 境界（筆界）に関する客観的資料がないことが多く，判断の決め手がない。  
（公図も不正確で現況とのずれが大きく，参考にできない）
  - \* 当事者が，係争土地の経済的価値に比べ手間や費用がかかることから資料収集（測量など）に消極的で資料が集まらない。
- 相続絡みの事件
  - \* 関連する別事件の進行待ち  
（先に控訴審に行った事件で全体的な和解を期待）
  - \* 両親の一方が死亡して相続の紛争中に，もう一方も死亡したり相続人の一人が死亡するなどして，相続関係がさらに複雑化
- 医療過誤訴訟
  - \* 当事者（代理人）が訴訟に不慣れ。
  - \* 本人の言い分をもとに訴訟を提起し，後から協力医などに相談したり，裁判所からの求釈明により，過失構成を変更・整理  
（患者側の情報収集・相談態勢が不十分であり，訴訟提起までの準備が不足）
  - \* 病院側も病院・医師の協力が不十分で，代理人の手間が多い
  - \* 医学部が一つであり，鑑定人を探す際に支障  
（当事者が鑑定人候補者と訴訟関係者とのつながりを指摘して難色）
- 建築関係の訴訟（建築瑕疵，請負代金など）

- \* 不具合の主張が多岐に渡り、整理が困難  
(施主の建物や不具合へのこだわりが強い)
- \* 建物の基礎に関わる瑕疵の場合、実質的に建て直しが必要となり、妥協が困難
- \* 請負代金請求の場合、契約書がないケースが多く、何をどう作るかという合意の内容を示す客観的な資料がない。  
(存在する文書は銀行融資などのためのもので、実際の合意を表していない)

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は長め
  - \* 代理人に希望を聞くと2か月を希望。裁判所から働きかけて1か月半程度
- 弁護士の訴訟活動の状況
  - \* 事前の交渉や内容証明送付などもなく、いきなり訴訟を起こす傾向。証拠収集や主張・証拠の吟味が不十分なまま訴訟に持ち込んでいる印象
  - \* 当事者間で主張整理をするということは期待できない
  - \* 相手方からの書面が1週間前に出ても、それを依頼者と打ち合わせて期日当日を迎えるところまではできていない
- 弁護士が非常に多忙という印象
  - \* 仕事が詰まっていて、当該事件の作業に直ちに着手できない様子。
  - \* 小規模な弁護士会だと、会務活動等も相当な量になる。
- 支部にはひまわり事務所のみであり、非常に多忙
  - \* 双方に代理人が付く事件が多い。本庁所在の弁護士が受任。
- 和解は全般的に困難な印象
  - \* 損得の問題ではないという当事者が多い。
  - \* 小さい支部（簡裁）では、代理人の本人への説得は積極的ではない。
- 裁判所の態勢について
  - \* 合議事件が多く、証拠調べの期日が入りにくい場合がある。  
(合議体3人が揃う日が週1日のため)

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 代理人の付いた事件では、進行を早くして欲しいという希望は感じられない。
  - \* むしろ、なぜ早くするのかという声強い。
- 本人訴訟の場合、早く解決して欲しいという希望を聞くことがある。

- 事件によっては、時間がかかっても和解で解決すべき必要性あり
  - \* 判決では本質的な解決ができない場合や、証拠関係からは一方の当事者が一方的に不利な結論になるが、全体的な紛争の解決として据わりが悪い場合など
  - \* 当事者（特に原告側）が和解を強く望んでいる場合
- 弁論主義を貫徹して主張立証責任で決着させると、裁判所の信頼を得られないし、高裁で維持されない。
- 弁護士の訴訟技術の巧拙で勝負が決まるのは据わりが悪い。
  - \* 当事者の責任という割り切りもあり得るが、依頼者が弁護士を自由に選べる状況ではなく、すべての責任を当事者に還元できない。
  - \* 訴訟の成り行きに見込みがたつまで時間をかける必要

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 他に目立つ事件としては不倫行為に関する損害賠償請求
- 大企業が関係する事件や商取引に関する企業間の訴訟などはほとんどない。
- 協同組合の合併等に絡む経理健全化のための融資整理が増加しており、債務者側の金策のため時間がかかる傾向
- 金融業者に対する過払金請求の事件数が増加。事件の多くは取下、和解で短期間に終了
  - \* 地元の一部業者がなお取引履歴を出さずに長期化する例も（簡裁事件）
- 支部では土地に関する事件が多く、他には交通事故など不法行為損害賠償事件が中心。
  - \* 相続絡みの事件も目立つ

## ヒアリング結果概要 E地裁 e 支部

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 土地の事件で登記が多数付いているような事件
  - \* 関係者多数となり，主張・争点が多岐にわたる。
  - \* 第三者の介入による登記の転々流通などで問題が複雑化
- 業界の専門的な知識を要する事件
  - \* 農業関係の取引など
- 相続絡みの事件
  - \* 被相続人の財産処分を巡って相続人間で紛争化
  - \* 相続人廃除の申立など，関係事件が係属して先行事件の進行待ちとなる。
- 関連する事件が係属しているケース
  - \* 相続絡みの事件（上記）
  - \* 引き抜かれた従業員からの未払超過勤務手当請求（引き抜きに対する損害賠償請求も係属し，全体的な解決が必要となった）
- 人事訴訟は他の民事訴訟より時間がかかる傾向
  - \* 当事者の争点整理への意欲が低い印象
  - \* 事情が錯綜して整理が困難
- 証拠収集に支障を来すケース
  - \* 個人情報保護との関係で証拠収集に支障
  - \* 第三者証人，敵性証人の尋問で，出頭確保ができず期日が空転する場合がある。
- 医療過誤事件
  - \* 患者側の過失構成が確立するまでに期日と期間が必要
  - \* 期日に宿題となった事項を代理人が正確に持ち帰って検討できないことがある。
- 建築関係の事件
  - \* 瑕疵の特定に時間がかかる。
  - \* 瑕疵を十分に特定しないまま，和解を希望する当事者も多い。  
（建築士への依頼等にかかる費用を回避）
  - \* 途中まで建設したところで業者が替わり，完成後不具合が判明した場合など，瑕疵の特定の他，どの業者の責任かも争点となるが，明確な証拠がない。
  - \* 多彩な瑕疵の主張がされ，どこまでが意味のある（重要な）瑕疵なのかが不明確  
（主張上の瑕疵の基準が不明確）

- \* 鑑定の結果新たに瑕疵が判明してさらに争点が増える例もある。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は1か月程度
  - \* 書面の期限が守られなかったり、内容が不十分な場合がある。
- 代理人の訴訟活動に対する印象
  - \* 訴状には請求原因の骨子のみ記載し、背景事情や紛争の実情を記載しない傾向  
(紛争の一部分しか見えないため、全体像をつかむのに時間がかかる)
  - \* 訴訟の冒頭段階で自分の手持ちカードを出し渋る一方、細かい事情を出す段階になると、非常に細かく、散文調になってポイントが不明確
  - \* 双方の代理人が訴訟前から交渉をしている場合は訴訟係属後もスムーズに展開するが、内容証明もなく訴訟を起こす例も散見。
  - \* 地域による仕事の進め方、感覚にずれがある。
  - \* 他方、現地の弁護士よりも東京などから来る弁護士の方が不十分な訴訟活動をする場合もある(大きな事務所でも若い弁護士が担当する例など)
  - \* 刑事事件を優先させるため民事事件の準備が間に合わなくなることがある。
- 本人訴訟の傾向が強い印象
  - \* 業者事件以外の一般的な事件で本人訴訟が多い印象
  - \* 弁護士の敷居が高いと感じている可能性(弁護士に頼むのは相当難しい事件という認識がありそう)
- 依頼者が弁護士に必要な情報を伝え切れていない場合がある。
  - \* 紛争・事件に対する当事者本人の認識と法律専門家である弁護士との認識の齟齬  
(何が重要な事実、証拠なのかの認識が不十分で代理人に伝えていない)
- 弁護士の態勢について
  - \* 年配の弁護士と若い弁護士の両極端の構成。中堅が少ない印象。
  - \* 本庁の他隣接する地裁本庁から来る弁護士も多い。
  - \* 弁護士は大変多忙。依頼者も忙しいため、打ち合わせの日程調整が困難な場合がある様子
- 裁判所の態勢について
  - \* 裁判所の期日指定は民事事件については比較的柔軟に対応可能
  - \* 支部の場合、オールラウンドな能力が求められ、専門的な事件への対応能力に不安感

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 代理人は急がなくてもよいと言うことが多い。代理人，当事者が急がない以上，裁判所だけが急いでもしょうがないということになる。
  - \* 特に相続絡みの事件の場合，じっくり，ゆっくり進めてほしいとの希望が強い。
  - \* 弁護士も付き合い上引き受けた事件などもあり，形勢不利な場合時間をかけて当事者の感情もほぐれるのを待つというスタンスの場合もある。
- 弁護士だけではなく，当事者も必要事項だけで早く整理しようとしても納得してもらえない場合がある。
  - \* 背景事情に踏み込んだ主張をしたい，事情を裁判所にわかってほしいという希望が強く，これを切り捨てても納得してもらえない。
- 代理人としては証拠上勝訴が困難と考えて慎重な訴訟進行を求めているも，本人は当然勝つべき事案と考え，本人が訴訟進行をせかすという例もある。代理人は全面敗訴を避けるため和解を強く希望して粘り，時間がかかる。
- 代理人の訴訟活動の巧拙で本人が極端に不利になることは裁判所として容認しがたい。
  - \* 弁論主義といった枠組みで割り切った判断をしても，高裁で維持される保証もない。
- 当事者から見て弁護士や裁判所の敷居は高く，せっかく裁判にまで持ち込んだ当事者としては，すべての事情を理解して判断してほしいという期待が強い。当事者は裁判に真実発見を期待・要求しており，裁判所もこれに応えるべく努力
  - \* 裁判所としても，いろいろな角度から指摘をし，当事者が出せる主張立証を尽くさせて，満足してもらうことが重要

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 本人訴訟が多いという印象
- 土地に関する訴訟も多い。
  - \* 訴訟前に第三者が介入して事件が複雑化する傾向
- その他，相続絡み，共同開発の頓挫によるトラブルなどの事件
- 金融業者に対する過払金請求も多いが，ほとんどは取下，和解で早期に終了
  - \* 一部業者で取引履歴を出さないなどでもめるケースもある。



## ヒアリング結果概要 F地裁（本庁， f 支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- クレジットローンなどの消費者訴訟， 集団訴訟
  - \* 当事者（消費者側， ローン会社側）が多数
  - \* 他庁でも同様・関連する訴訟が係属しており， 他庁の進行との歩調あわせを希望（関係者の尋問を分担して実施し， その調書を書証として利用）
  - \* 全国規模の訴訟のため， 担当する企業側代理人が多忙
- 金融業者に対する過払金返還請求の一部
  - ※ ほとんど短期間に終局（取下か和解）
  - \* 古い取引履歴についての提出の可否が争点になったり， 取引履歴のない部分に関する過払の主張等について紛議が発生して長期化（本庁）
- 行政事件
  - \* 行政機関側から主張や資料の提出が出ず， 原告の主張の組み立てに時間がかかる。
- 相隣関係の事件（土地の境界紛争や通行権など）
  - \* 土地に関係するためというより， 隣同士で人間関係が密であることや当事者の個性によるところが大きい。
  - \* 公図や図面は比較的整備。出来の悪い図面の場合， 客観的状況との整合性がとれず混乱する。測量する場合の費用負担が問題。
- 一部の本人訴訟
  - \* 弁護士が受任しないタイプの当事者
- 当事者の事情による出頭や打ち合わせの困難なケース（支部）
  - \* 当事者が漁師で出漁すると数か月不在（連絡困難）のため， 本人の出頭や代理人との打ち合わせに支障
- 火災保険金など請求額の大きな事件（支部）
  - \* 請求者側にとって死活問題であり， 保険会社も非妥協的
- 長期間・多数の取引行為の違法性を問題とする訴訟（支部）
  - \* 過去の長期間， 多数の入出金の経緯が個別に問題となるため， 主張・立証に時間
  - \* 帳簿などが未整備（廃棄）などのため， 記憶に頼る作業
- 他の関連事件の進行待ちとなって進行が止まるケース
  - \* 破産手続による事実上の停止
  - \* 刑事事件が終了後， 刑事訴訟記録（調書等）を取り寄せて民事事件の証拠化

- 相続絡み，親族間の紛争
  - \* 時間をかけた和解・調停を当事者が希望
  - \* 事情を知る中心人物が死亡しているため，決め手となる証拠が不足
  - \* 財産（遺産）や相続人・関係者が多くなると，それぞれの事実関係，経緯の主張立証，整理に時間と労力を消費
  - \* 訴訟による請求内容と当事者の本音・希望の不一致。主張が拡散して整理が困難
  - \* 古い慣習の残っている地域では，当事者間，裁判所との法意識のギャップが大きく，説得，調整が困難（支部）
- 医療過誤事件（支部では本庁に回付）
  - ※ 専門的に取り扱う弁護士もあり，多くは円滑に進行
    - 双方からの意見書に基づき，裁判所から所見を示すと相当程度和解で解決（民間病院の場合，責任保険の関係で裁判所から見解を示すと円滑に進む）
  - \* 医療過誤事件に精通していない代理人の場合，主張（過失構成）が変遷。
  - \* 病院側の準備に時間がかかっている（被告側代理人の事件輻輳や個人的事情）
  - \* 鑑定人の確保に苦勞（当地の大学医学部の関係者が多く，管内所在の医師を鑑定人とすることに対する当事者側の抵抗感）。高裁管内でも困難
- 建築関係の事件（建築瑕疵，建築請負）（支部では建築瑕疵事件は本庁に回付）
  - \* 瑕疵主張の構成の変遷
  - \* 当事者本人の建物や不具合に対する思い入れが非常に強い。細かい不具合まで網羅的に主張・請求し，争点が拡散して收拾しない。
    - （個人として最大の財産であることも影響？）
  - \* 現場での合意のみで工事が実施され，紛争が生じても書類等の客観証拠が不備
    - （追加工事か手直し工事か，元請と下請間での代金額など）

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は1か月程度。書面提出まで1か月，プラス1週間程度で期日を入れることも
  - \* 代理人が，全国的な訴訟などで各地での打合せのための不在，刑事事件を優先的に処理するためなど多忙で期日をなかなか受けてくれない場合あり
  - \* 東京などの代理人が人証調べを行う際，期日が入りにくい（本庁）。支部の場合，本庁所在の弁護士についても同様。
    - （半日～一日出張となるため，代理人のスケジュール調整が困難）
- 裁判所の態勢については，通常時の事件処理については支障は感じないが，大事件が係

属した際の処理態勢には不安（本庁）

- 代理人の活動状況について
  - \* 書面提出の期限や約束を守らない代理人もいるが、個別的問題であり、全体として特段の問題を感じない。
  - \* 弁護士間での仲間意識が比較的強く、和解などは円滑。緊張感に欠ける場合も。
  - \* 支部所在の弁護士数が少なく、非常に多忙（支部）

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 裁判所としては、双方の当事者が急がない場合、進行を待つて欲しいと希望する場合に無理矢理進行させることは困難。
  - \* 一方で当事者が進行を希望している場合、裁判所は当然審理を進める。
- 裁判所としてはできるだけ多くの事実を把握して判断したいという欲求が強い。
  - \* 一審で主張立証責任により早期に終局させても、高裁で破棄されれば意味がない。一審で多少時間をかけて調べても、紛争自体の終局までの長さには影響しない。
  - \* 国民は裁判（所）に対して、よく調べて真実を明らかにすることを期待しており、当事者（代理人）に対する後見的な役割も期待されていると理解。当事者の力量・能力により結論が代わることでは理解が得られない。
- 話し合いで解決したいという希望が強いため、裁判所もこれに応じて判決を出せる段階でも和解を続ける場合がある（支部）
  - \* 当事者側に、控訴する（される）ことなく、決着させたいという希望が強い。

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 不貞行為に対する慰謝料請求なども多い
- 督促絡み、保証否認などはほとんどなく、書証の真正性が争われることもない。他方、保証請求をする債権者側も請求に固執しない（支部）
  - \* 当事者双方とも主として個人や地元の小企業が多く、請求・主張に固執しない傾向

## ヒアリング結果概要 G地裁（本庁, g支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 架空取引に関わる事件
  - \* 問題とされる取引が長期間にわたり、取引の形態も多様。主張立証を個別に行うことになり煩瑣で時間がかかる。
  - \* 関係者が多数に渡り、当事者に対する事情聴取や書面化、双方の主張のかみ合わせが大変。
- 工学鑑定等が必要となる交通事故（多くの交通事故の事件は短期間で終了）
  - \* 当事者双方（保険会社が関与）が鑑定意見を出し合う展開となる場合、それぞれの専門家確保や意見書の作成に長期間が必要  
(一方が意見書を出すというと、必ず他方も提出を主張)
  - \* 重大な交通事故が比較的多く、事故の当事者の供述が得られないことも多い。
- 相続絡みの事件
  - \* 当事者が和解による解決を希望するため、和解のため進行が止まる。
  - \* 相続財産が多数の場合、個別の財産ごとに主張や経緯が異なる場合があり、個別の主張が出揃ったり双方の主張をかみ合わせるのに時間がかかる。
  - \* 後から当事者が事実を思い出したとして、主張を追加・変更したりする。
  - \* 感情的な対立が激しく、訴訟の勝ち負けや損得のみでは説得が困難
- 和解交渉が長引く事件
  - \* 当事者が希望し、裁判所も成立に期待
  - \* 期日を重ねて話し合いを進めるが、結局まとまらないケース。訴訟になるだけの事件であるから、双方が和解を希望したからといって簡単にはまとまらない。
  - \* 訴訟の対象以外も含めた全体的な紛争解決を期待するが、実際に作業すると言い分や経緯が倍加し、收拾がつかなくなる。
- 取締役の地位確認や株の帰属などの会社関係訴訟
  - \* 実質的には親族間の紛争や相続争いであることが多い。
- 医療過誤事件
  - \* 専門的な弁護士はいない。訴状に対する被告側反論が出た後、これに対して原告（患者）側の検討、主張に長期間かかる傾向。
  - \* 協力医に相談するのに時間がかかる。
  - \* 裁判所の問題意識とずれが生じて、裁判所から依頼した事項が出てこず、期日が空

転する場合がある。

○ 建築関係の事件

- \* 弁護士が不慣れ。
- \* 多くが不具合の主張にとどまり、その原因となる瑕疵の主張が不十分。裁判所との間で認識のずれが生じると数回期日を浪費する。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

○ 弁護士の訴訟活動の状況

- \* 多くの弁護士は安定した職務活動
- \* ごく一部、要件事実のみで全く事情を記載しない訴状を書いたり、通常事情聴取しておく程度の求釈明事項の回答に長期間を求めたりする弁護士がいる。
- \* 決められた書面の提出日を守る例は少ない。
- \* 弁護士は多忙な印象

○ 医療過誤事件に関する態勢の状況

- \* カルテ等は事前に確保。ほぼ半数は患者側からの請求で開示されており、残りが証拠保全。
- \* 医療機関と裁判所、弁護士会との連絡協議会が立ち上がり、鑑定人の紹介のためのシステムが立ち上がった。

（道内3医学部間での鑑定人の紹介。当事者と関係のない大学系の専門家を紹介）

- \* 医療過誤事件での期日間隔は1か月では困難。協力医などとの相談に3～4週間必要で、その後代理人による書面作成となるため、結果として1か月半～2か月必要
- \* 名古屋の医療事故情報センターが活用されている。

○ 支部のてん補態勢は月3日。

- \* 5週先に期日が入らないと次は9週先になってしまい、期日間隔が開く。人証調べの日程調整も1か月単位になる。
- \* 本庁からの距離が相当あり、週1開廷だと移動ロスが極めて大きい。
- \* 他方、常駐するには圧倒的に事件が少ない。
- \* 弁護士もひまわり事務所の一人を除けば札幌や本庁の弁護士であり、実際には電話会議を利用しており、支部に出頭することは少ない。

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 当地の弁護士が事件の進行を急ぐということは感じられない。

- \* 札幌や東京から来る弁護士からプレッシャーを感じることはある。
- 代理人が本人に事件の進行についてどれだけきちんと説明しているかは未知数。
  - \* 当事者本人は本音ではもっと早く解決してほしいと考えている可能性あり
- 時間の超過，期限を守らないことに対する効果的なサンクションがない。
- 東京の弁護士のように効率的に裁判をしようというような共通認識がない。
  - \* 書証の真正性立証も当然に実施
- 人証をできるだけ聞いてほしいという希望が強い。
  - \* 裁判所としても，期日が無理なく入るため，希望に応じている状況。
  - \* 事前に尋問時間を制限しても，実際には守られず，尋問が長引いてしまう。
- 専門的な訴訟における主張立証負担のあり方について，検討する余地もあろう。
  - \* 当事者本人が専門的な事項についての主張立証の準備をすることには事実上無理があるが，弁護士が付いた事件では，裁判所からの求釈明等を経て最終的には代理人が準備して主張立証できているのだから，現状の主張立証責任の分配が不可能を強いているものとはいえない。
  - \* 実際上も，形式的な主張立証責任だけではなく，相手側に積極的な反論を求めるなど，実態に即してバランスをとっている。
  - \* 他方，現場の運用により形式的な責任分配の不備をカバーしている面はあり，訴訟の迅速化の観点から検討する余地はあり得る。

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 土地関係の事件がほとんどなく，相続絡みの事件程度
- 金融業者に対する過払金請求は数が多いが短期間で終了（一部特定の会社を除く）
  - \* 支部では，ひまわり事務所の弁護士による過払金事件の数が急増（支部）。
  - \* 過払金事件で全く和解しない弁護士のいる支部では，過払金請求事件による事務負担が急増
- 保険金請求事件（交通事故，火災保険，生命保険など）は多い
- 当地の特徴的な事件動向は特に感じない。総じて田舎的であり，都会に比べて人間関係が密接だが，他の地方に比べて割り切りはよい方。
- 刑事事件待ちで民事事件が止まるということはあまりない。
  - \* 刑事事件が終了後に民事訴訟を提起している印象

## ヒアリング結果概要 H地裁（本庁）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 金融業者に対する過払金返還請求の一部
  - \* 被告の支配人の代理権が争われて紛糾する事案あり。
  - \* 一連の最高裁判所の判決によっても未解決の問題が争点となるケースにおいては、和解が成立するとしても時間がかかる。
  - \* 過払金返還請求については集団訴訟が多く、全体がまとめて和解できない場合には、和解手続に引きずられて判決まで至る当事者について時間がかかる傾向。
- 交通事故の損害賠償事件の一部
  - \* 被害者が診察を受けたすべての病院に関して、被告がカルテ等の送付嘱託を申し立てる事案があり、この場合、カルテ等が提出されてから具体的な主張が出されるまでに時間がかかる。
  - \* 病院がカルテ等を提出する際に、個人情報保護の見地から、当事者の同意が要求されることがある。
  - \* 加害者から債務不存在確認訴訟が提起されると、被害者の準備が整っておらず、また、被害者の感情的反発もあるため、こじれることが多い。
  - \* むち打ちなど診断に専門的知見が要求され、鑑定が必要となるケース。
  - \* 一方当事者から工学鑑定や事故調査票などの資料が提出されると、相手方からも同様の資料を提出したいとの要望が出され、その準備に時間が必要。
- 当事者の感情的対立が激しい訴訟
  - \* 遺産分割や遺留分関係の事件
  - \* 土地の境界確定訴訟
- 継続的な契約関係や長期間にわたる取引行為が問題となる訴訟
  - \* 打ち合わせのメモやメールは存在するものの、正式な契約書が存在しないケース。
  - \* 双方の主張するストーリーが全く違うケースについては、主張整理に時間が必要。
- 他の関連事件の進行待ちとなって進行が止まるケース
  - \* 破産手続による事実上の停止。
  - \* 本案と仮処分が同時に申し立てられ、仮処分申立事件が先に進行。
- 会社の内紛を巡る訴訟
  - \* 時間をかけてでも当事者が和解を強く希望するケース（当事者に判決では根本的な解決にならないという意識あり）

- 産業廃棄物にからむ事件
  - \* 産業廃棄物処理の権利の売買を巡る訴訟，産業廃棄物処分場の建築差止め訴訟など
- 途中で弁護士が辞任したり解任されたりするケース（当事者本人の個性が強い場合が多い）
- 医療過誤事件
  - ※ 被告側の代理人はしっかりしている印象。争点整理のために，期日として5，6回，期間として1年程度かかるのが標準的（期日間隔は1か月半くらい）。
  - \* 審理期間は，原告代理人に影響されるところが大きい。慣れていない代理人は，過失をうまく構成できず主張を変遷させる場合や，可能性がある点をすべて過失として主張してくる場合がある。
  - \* カルテの翻訳に時間がかかる事案あり。
  - \* 鑑定は，病院等との協議の上，複数鑑定を実施しており非常に円滑に進行（鑑定人は，1週間程度で推薦されるため，鑑定人選任に時間がかかるとはならない。）
- 建築関係の事件（建築瑕疵，建築請負）
  - \* 結果的に仕事がされているものの，契約書などがなく，どのような合意があったのか不明な事案がある。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は通常1か月程度
  - \* 裁判所がこれよりも短い間隔で期日を入れようとしても弁護士の抵抗が強い。当事者との打ち合わせや各種の調査などに時間が必要であり，1か月程度の期日間隔が必要と言われる。
  - \* かつて，合議事件において，次日期日を1週間から10日後に入れようとしたことがあるが，弁護士の抵抗が大きく実現しなかった。
  - \* 裁判所は，無理に期日を入れても弁護士の準備が間に合わず無駄になってしまうため，確実に準備できるだけの余裕を持って期日を入れた方がよいと考えざるを得ない。
- 代理人の訴訟活動の状況について
  - \* 原告が主張立証しなければならないにもかかわらず，積極的に主張立証活動を行わない代理人が，年齢の高い弁護士の中に存在している。
  - \* 手続の進行や和解への取組みに関し，裁判所任せになることが多い。期日間に代理人同士が交渉するということはあまりない様子であるし，本人の説得も熱心でない印象。



- 弁護士の繁忙度について
  - \* 弁護士の手持ち事件数については、一部に忙しすぎる人がいるという印象。
  - \* 弁護士会の会務に忙殺されて期日が入らないという弁護士はいないと思う。
- 本人訴訟の割合が高い
  - \* 弁護士が受任を断っているケースがあるように感じる。

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 話し合いで解決したいという希望が強い場合には、裁判所も和解の成立に力を注ぐ。また、当事者から和解に向けての協議が続いていると言われると、裁判所が和解を打ち切るタイミングが難しい。
- 上訴のことを念頭に置くと、主張立証責任によって割り切った判断をすることには抵抗がある。

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 交通事故の損害賠償請求訴訟が他の地域と比較しても多い印象。
- 大企業が当事者となる事件はほとんどない。

## ヒアリング結果概要 I 地裁（本庁，i 支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 相続絡みの事件
  - \* 遺産の範囲，遺産の評価などで紛糾する場合があります，感情的な対立が大きい事案が多い。
  - \* 相続財産である農地の一部が宅地化されたり，相続財産の土地が区画整理の対象となると，訴訟手続が軌道に乗るまでに時間がかかる。
- 交通事故の損害賠償事件の一部
  - \* 事故と後遺症の因果関係などが問題となる事案では鑑定が必要となるが，鑑定人の確保が困難なケースがある。
  - \* 医学的に新しい病気が問題となるケースについては，文献も少なく，裁判所も当事者も不慣れなため手続の進行が難しい。
- 本人訴訟
  - \* 当事者に対して手続の流れや書面に記載すべき事項などを丁寧に説明する必要があるため，時間や手間がかかることが多い。本来，訴訟代理人が行うべきことを裁判所が行っている印象。
- 刑事事件待ちの訴訟
  - \* 刑事事件において否認している場合には，当事者が刑事事件に力を注ぎ，民事事件は後回しになる傾向。
  - \* 当事者から刑事事件の記録を民事事件において証拠として提出したいという希望が出された場合，裁判所は当事者から証拠として提出されるまで待つことが多い。
  - \* 新聞で大々的に報道されるなど刑事事件に注目が集まっている事案において，民事事件で先に結論を出すことには抵抗を感じる。
  - \* 関係資料が刑事手続において押収されているため，民事事件において利用できないケース。
- 土地に関する訴訟
  - \* 所有権確認や境界確定などの事案が長期化する傾向。正確な図面がなく測量に時間を要したり，紛争の経緯が長期間にわたるため争点整理に時間がかかってしまうため。
- 弁護士の辞任，解任があったケース（支部）
  - \* 弁護士が途中で解任され，新しい弁護士のもとで争点整理をやり直さざるを得なくなったことがある。

- \* 弁護士が途中で辞任したため、その後の争点整理等に時間がかかるケース。
- 専門的知見が必要となる訴訟（支部）
  - \* 訴訟提起前に専門家の意見を聞いていなかったため、争点整理の段階で原告が主張を変遷させ、主張が固まるまでに時間がかかった。
- 医療過誤訴訟
  - \* 原告代理人が慣れていない場合、準備不足のまま訴えが提起される。
  - \* 地元の医師を鑑定人や専門委員とすることには当事者の抵抗が大きい。
  - \* カルテの開示が遅れたため、カルテの記載を巡って紛糾するケースがある。早期にカルテが開示されないと医師に対する不信感が強くなるように思われる。
  - \* 訴訟提起前に医師（病院）と患者の間でやり取りが行われていると迅速な進行に資する印象。
- 建築関係の訴訟（建築瑕疵、請負代金など）
  - \* 請負代金の請求に対して瑕疵が主張されるという事案が多く、瑕疵を主張すべき当事者の対応が後手後手になる印象。
  - \* 工事現場における口頭による合意に基づいて変更工事や追加工事が行われるため、具体的な契約内容がわからないケースがある。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は1か月程度。
  - \* 準備が間に合わない弁護士は、特定の弁護士に限定。
- 和解は全般的に困難な印象
  - \* 経済的な合理性や今後の見通しなどを話してもなかなか説得できない。
  - \* 当事者のキャラクターの影響が大きい。
- 弁護士が非常に多忙という印象（支部）
- 裁判所の態勢について
  - \* 合議事件の左陪席を担当するてん補裁判官が1年毎に交代するのが悩み（支部）。
  - \* 裁判所の都合で期日が入らないということはないし、他の支部へのてん補の関係で期日指定に影響が出るということもない（支部）。
- 裁判所からの釈明を待っている受け身の弁護士が多く、裁判所からの釈明事項に回答するのみで積極的に主張の組立てを考える弁護士が少ない印象（支部）。

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 当事者から進行を急いで欲しいという希望が出されることはほとんどない。むしろ、真実を知りたいという希望や、事実関係をしっかり確定して欲しいという希望が出されることがある。
- 本人訴訟において、当事者は裁判所にいくと真実がわかると考えているようであり、また、裁判所に来たからには真実をわかるようにしてほしいという要望も強い。
- 解決の難しい案件が裁判所に持ち込まれて適切な紛争解決に対する当事者の期待が大きいため、裁判所としても主張立証責任で割り切って判断することには抵抗がある。
- 裁判所が後見的に後日紛争になりそうなところを予め解決しておこうという意識から、多少時間がかかるとしても、周辺事情を含めて和解で解決することがある。
- 当事者から通常予想される間接事実の主張が出てこなかったり、証拠が提出されない場合には、裁判所からやや過剰と思われる釈明をすることがある。この点、裁判所が割り切って手続を進行しても高裁で維持されるかどうか疑問がある。(支部)

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 不倫に関する損害賠償請求が多い印象。
- 交通事故損害賠償訴訟も事件数は多いが、ほとんどの事案が手続進行で苦勞することなく終了。
- 支部では労働仮処分事件も目立つ。
- 弁護士に依頼しても弁護士任せにせず、和解や弁論準備期日に自ら出頭し、積極的に発言する当事者が多い。

調査対象庁管轄地域の概況

1 人口

	A地裁		B地裁		C地裁		D地裁		E地裁	F地裁		G地裁		H地裁	I地裁		備考
	本庁	a支部	本庁	b支部	本庁	c支部	本庁	d支部	e支部	本庁	f支部	本庁	g支部	本庁	本庁	i支部	
総数	54万人	28万人	25万人	25万人	357万人	77万人	54万人	6万人	89万人	138万人	23万人	51万人	5万人	274万人	73万人	16万人	平成17年の概数(A地裁管内は平成16年、F、I地裁管内は平成12年)
0～19歳	21.2%	20.9%	20.1%	19.4%	19.0%	19.4%	18.3%	16.1%	19.9%	23.3%	21.1%	17.6%	16.4%	18.6%	20.8%	20.4%	
20～59歳	53.0%	47.8%	51.5%	49.7%	56.1%	50.1%	51.7%	44.2%	55.7%	61.0%	51.9%	52.1%	48.8%	59.4%	53.4%	49.2%	
60歳～	25.8%	31.3%	28.3%	30.8%	24.2%	23.1%	29.7%	39.7%	24.4%	19.8%	27.0%	30.3%	34.9%	21.9%	25.8%	30.4%	
県内総数	116万人		61万人		722万人		80万人		711万人	237万人		563万人		611万人	107万人		

2 経済・産業の概況

	A地裁		B地裁		C地裁		D地裁		E地裁	F地裁		G地裁		H地裁	I地裁		備考
	本庁	a支部	本庁	b支部	本庁	c支部	本庁	d支部	e支部	本庁	f支部	本庁	g支部	本庁	本庁	i支部	
就業者総数	26万人	14万人	13万人	13万人	180万人	41万人	26万人	3万人	45万人	69万人	11万人	25万人	3万人	132万人	34万人	8万人	平成12年(国勢調査時)の概数
第1次産業	11.4%	16.4%	9.5%	10.2%	1.0%	10.1%	8.9%	26.4%	6.5%	3.0%	11.0%	10.7%	14.4%	1.1%	8.5%	15.7%	
第2次産業	21.3%	27.3%	32.2%	27.4%	30.9%	38.2%	21.2%	21.0%	36.7%	26.8%	33.2%	22.0%	27.2%	23.1%	27.8%	22.7%	
第3次産業	67.3%	56.3%	57.8%	61.8%	67.3%	51.1%	69.0%	52.6%	55.8%	70.0%	55.5%	66.4%	58.4%	73.5%	62.7%	61.3%	
県内就業者総数	57万人		32万人		369万人		39万人		353万人	115万人		273万人		298万人	50万人		
県内総生産(名目)	3兆5455億円		2兆475億円		33兆6959億円		2兆3763億円		20兆788億円	8兆4267億円		19兆5044億円		19兆1610億円	3兆3556億円		県内全域、平成15年度
所得水準	81.3		84.4		117.8		77.5		100.7	87.3		88.1		106.8	87.7		県内全域、平成15年度

3 関係者の態勢

	A地裁		B地裁		C地裁		D地裁		E地裁	F地裁		G地裁		H地裁	I地裁		備考
	本庁	a支部	本庁	b支部	本庁	c支部	本庁	d支部	e支部	本庁	f支部	本庁	g支部	本庁	本庁	i支部	
民事事件担当裁判官数	6	2	4	3	40	7	7	1	7	17	2	5	1	24	6	3	平成18年(A地裁管内は平成17年)
弁護士数	51	5	13	11	876	35	51	1	29	222	4	29	1	235	65	8	平成17年
司法書士数	95	42	41	46	467	74	102	10	84	168	18	44	4	222	113	31	平成15年(A地裁管内は平成18年)
調停委員数	122		83		350		164		199	317		177		405	132		県内全域、平成18年(A地裁管内は平成17年)
専門委員数	22		6		58		61		53	29		8		33	11		県内全域、平成18年
医学部数	1		1		4		1		1	1		3		1	1		県内全域
建築学科数	0		2		13		1		3	5		8		3	1		県内全域

調査対象庁の審理状況等(民事事件)

		A地裁		B地裁		C地裁		D地裁		E地裁	F地裁		G地裁		H地裁	I地裁		全地裁
		本庁	a支部	本庁	b支部	本庁	c支部	本庁	d支部	e支部	本庁	f支部	本庁	g支部	本庁	本庁	i支部	
事件数	全事件	653件	93件	216件	199件	5394件	475件	439件	22件	537件	1603件	91件	276件	24件	2833件	616件	117件	135357件
	2年超	31件	2件	4件	14件	388件	63件	44件	1件	49件	107件	3件	14件	0件	169件	32件	18件	8419件
	2年超の割合	4.7%	2.2%	1.9%	7.0%	7.2%	13.3%	10.0%	4.5%	9.1%	6.7%	3.3%	5.1%	0.0%	6.0%	5.2%	15.4%	6.2%
平均審理期間		7.5月	6.7月	7.2月	8.6月	8.8月	11.4月	10.7月	7.5月	9.1月	8.6月	7.3月	7.8月	4.3月	7.8月	7.8月	10.2月	8.4月
平均全期日回数		4.3回	3.4回	3.9回	5.0回	4.9回	6.5回	5.1回	1.7回	4.6回	4.7回	3.8回	3.7回	1.8回	4.0回	4.1回	5.6回	4.6回
	平均口頭弁論期日回数	1.5回	2.5回	2.4回	2.2回	2.5回	2.9回	2.7回	1.1回	2.1回	3.1回	2.5回	1.8回	0.8回	2.1回	2.4回	4.0回	2.4回
	平均争点整理期日回数	2.8回	0.9回	1.5回	2.8回	2.4回	3.6回	2.4回	0.6回	2.5回	1.5回	1.3回	1.9回	1.0回	1.8回	1.6回	1.5回	2.2回
平均期日間隔		1.7月	2.0月	1.8月	1.7月	1.8月	1.8月	2.1月	4.4月	2.0月	1.8月	2.0月	2.1月	2.4月	2.0月	1.9月	1.8月	1.8月
平均人証数		0.5人	0.4人	0.9人	0.8人	0.7人	0.7人	1.0人	0.6人	0.4人	0.8人	0.9人	0.4人	0.3人	0.4人	0.7人	1.2人	0.6人
	平均証人数	0.2人	0.2人	0.4人	0.3人	0.3人	0.3人	0.4人	0.3人	0.1人	0.3人	0.3人	0.2人	0.0人	0.2人	0.3人	0.7人	0.3人
	平均本人数	0.2人	0.2人	0.5人	0.6人	0.4人	0.4人	0.5人	0.4人	0.3人	0.6人	0.6人	0.2人	0.3人	0.3人	0.4人	0.6人	0.4人

\* 数値は、平成17年度司法統計による

## ヒアリング結果のまとめ

### 第 1 長期化する傾向のある事件タイプについて

#### 1 相続絡みの事件等

##### 【話題となった事件の例】

- ① 遺言の一義的解釈が困難であり，これを巡り多くの事実関係が主張されるケース
- ② 婚約破棄に絡む損害賠償請求事件で，婚姻準備費用がかさんだため，損害額を逐次的に引き上げてくるケース
- ③ 両親の一方が死亡した相続絡みの事件係属中に，もう一方の親も死亡し，相続を巡る紛争がさらに複雑化したケース
- ④ 被相続人の面倒を見ていた相続人の 1 人による財産処分が被相続財産の横領などとして相続人間で紛争が生じたケース（不当利得返還，損害賠償）
- ⑤ 本件のほか多数の関連事件が係属しており，別事件の上級審で本件を含めた全体的な解決を図る和解協議が進行しているケース
- ⑥ 相続人廃除の申立てなど本件紛争の前提となる別事件が係属し，その結論が出ていないケース
- ⑦ 相続財産や相続人・関係者が多数であり，それぞれの財産を巡る事実関係，経緯が複雑，多岐となるケース

##### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 多数に及ぶ事実関係のそれぞれについて主張と反論が繰り返され，争点整理に時間を要する。
- 契約書などの客観的な証拠がなかったり，事情をよく知る中心人物が死亡しているなどの事情から，双方の主張が間接的な証拠に基づく推測的なものになりがちであり，変遷することもあるため，これをかみ合わせて争点を整理するのに時間を要する。
- 当事者の感情的対立が激しく，合理的な争点整理，審理の進行を行うことの支障になることがある。

- 裁判所，代理人ともに，和解による解決が望ましいと考えた場合，当事者間の感情的対立の緩和に時間を要し，和解成立に至るまでの期間が長引く傾向があり，結局，和解不成立となることもある。
- 裁判所，当事者ともに，関連する事件も含めた全体的な解決が望ましいと考えた場合，関連事件での和解協議などの進行を待つため，審理が中断することがあり，結局，関連事件の和解が不成立となることもある。

## 2 土地の境界，所有権等を巡る事件

### 【話題となった事件の例】

- ① 山林や農地の境界を巡る事件
- ② 先代，先々代の時代から取引や相続による所有権が転々移転した土地に関する抹消登記請求事件
- ③ 利害関係人の登記が多数付いている土地の抹消登記請求事件

### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 公図，測量図等の客観的資料が不備である場合には，境界を推認させる間接的な事実関係の積み重ねにより判断するほかないが，間接的な事実自体もかなり昔の事情であることが多く，関係者の供述も不明確な場合がある。
  - ・ 新たな測量は，その費用に見合う価値が係争地にないと，当事者が実施に消極的になることがある。
- 登記簿の記載が取引経過を忠実に反映しておらず，かつ，契約書等土地の取引に関する客観的な資料も残っておらず，当時の関係者がいないか，その記憶が曖昧になっていること



がある。

- 土地の経済的価値が高い場合や、その経済的価値いかんにかかわらず当事者の土地に対する思い入れが強固な場合は、合理的な争点整理や証拠調べの実施、和解による早期解決の支障となることがある。
- 隣接地間の紛争が長期に及び、当事者の感情的対立が深刻化している場合には、争点とは直接関係のない主張がされるなど、合理的な争点整理の支障となることがある。

- 3 長期間あるいは反復継続して行われた取引、金銭の授受、勧誘行為等を巡り、不当利得の返還、損害賠償を求める事案

【話題となった事件の例】

- ① 長期間にわたり行われた先物取引を巡る損害賠償事件
- ② 消費者金融業者に対する過払金返還請求事件

【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 長期間にわたり取引や金銭の授受等が繰り返された事案では、多数の証拠を分析・整理し、個々の取引等の時期、内容を特定し、その違法であることを基礎付ける事実関係を主張する必要があるため、準備に時間を要する。その結果、争点整理を終えるまでの時間も長くなる。
- 領収書、帳簿等、個々の取引や金銭の出入り等を裏付ける客観的な資料が訴訟に出てきていない場合には、当事者や関係人の供述（記憶）に基づいて主張、立証をせざるを得ず、当事者の準備、争点整理、証拠調べに、さらに多くの時間を要する（金銭の授受の趣旨等に関する当事者双方の主張が全

く異なることもある。)

- 業者が取引履歴等の交付に非協力的な場合は、原告の準備が不十分なものとなり、争点整理にも時間を要する。
- 多数の被害者、債務者が原告となっている事案（集団訴訟）では、各当事者の個々の取引を特定して主張、立証しなければならず、争点整理に時間を要する。また、他の裁判所に係属している同種事件の証拠調べの結果を利用するため、他の事件の進行と合わせることを当事者が希望する場合がある。

#### 4 関連事件の進行の影響を受ける事案

##### 【話題となった事件の例】

- ① 同一の事実関係に基づく刑事事件の終了を待つケース
- ② 談合に関わる損害賠償請求事件で、公正取引委員会の審問手続の終了を待つケース
- ③ 本案と仮処分が同時に申し立てられ、仮処分の進行が先行するケース

##### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 当事者が関連事件における調書等を証拠として提出することを希望する場合には、関連事件における必要な手続が終了するまで待たなければならない。
- 帳簿等の関係資料が刑事事件の関係で押収されていたり、刑事事件の証拠を利用する必要がある場合には、民事事件において証拠として使用可能な状態になるまで時間がかかることがある。

#### 5 医事関係訴訟

## 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 原告が過失や因果関係などに関する主張を的確に構成する前提として、専門的な内容を理解するのに一定の時間がかかる。専門家の力を借りながら争点整理の準備を行っていく場合にも、協力してもらえる専門家を探し出すまでに時間がかかるし、探し出した後も専門家との打ち合わせ等に時間がかかる。また、相手方の主張に反論する際も、専門家への相談等が必要となり、争点整理の準備に時間を要する。
- 訴え提起前に専門家の意見を聞いていないような場合、争点整理の段階で主張が変遷するなどし、争点整理に時間を要する。
- 鑑定が必要な事件において、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかったり、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかることがある。

## 6 建築関係訴訟

## 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 当事者の思い入れが強いことなどが影響して、多数の不具合が網羅的に主張され、それぞれについて両当事者の主張をかみ合わせていく必要があるため、争点整理に時間を要する。
- 現場における合意のみで工事が実施されるなど契約書等の客観的な証拠が作成されていないことが多く、争点整理や証拠調べに時間がかかる。
- 調停に付された場合には、訴訟手続の進行が停止する。また、調停が不成立となった場合には、結果として、相当の時

間が経過していることがある。

## 7 その他専門的な知見が問題となる事件

### 【話題となった事件の例】

- ① 交通事故損害賠償請求事件で、症状固定時期、後遺症の程度、事故と後遺症の因果関係などが争われるケース
- ② 交通事故損害賠償請求事件で、工学鑑定等が必要となるケース

### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 当事者が主張を構成するにあたってカルテを分析するなど専門的な知見が要求されるため、争点整理に一定の時間が必要となる。
- 当事者が証拠として私的な鑑定書を提出する場合、専門家を確保するまでに時間を要するし、専門家による私的な鑑定書の作成にも時間がかかる。

## 第 2 裁判所及び弁護士の実務態勢等について

### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 当事者、代理人が証拠収集や主張の吟味につき不十分なまま訴えを提起した場合には、訴え提起後に主張を構成し直したり、証拠を収集しなければならないため、時間を要する。
- 弁護士が多忙である場合や手持ち事件数が多い場合には、準備期間として長い期間を求めることがあり、また、期日までに十分な準備ができないこともある。
- 代理人が争点整理や和解等の訴訟進行に、積極的、主体的に取り組まないことがある。

- 裁判官が支部にてん補に来る間隔が長い場合には、直近の期日で日程が調整できず、次回期日がかなり先の日になることがある。

### 第 3 裁判の機能に対する訴訟関係者の考え方について

#### 【審理の期間に影響を及ぼす事情】

- 当事者が裁判所にはすべての事情を理解して欲しい、真実を発見して欲しいと考えていることがあり、このような場合には、ある程度時間をかけて当事者が主張立証を尽くすことが重要である。
- 親族間の紛争や近隣関係の紛争などにおいては、多少時間がかかっても、当事者や代理人が話し合いによる解決を強く望む場合がある。
- 裁判所は、当事者の主張や立証が不十分な場合でも、主張立証責任により割り切った判断を出すことはせず、実態に即した結論を出すべく、当事者に対し、主張の追加や証拠の提出を促すなどするため、一定の時間が必要となる。
- 裁判所は、判決によっては本質的な解決にならない場合、関連する紛争や紛争の周辺事情を一体的、統一的に解決する必要がある場合などには、ある程度の時間をかけてでも和解による解決を目指すことがある。